

# 官報

號外 昭和十二年八月一日

## ○第七十一回貴族院議事速記第六號

昭和十二年七月三十一日(土曜日)午前十時六分開議

### 議事日程 第六號

昭和十二年七月三十一日

午前十時開議

第一 貿易及關係産業ノ調整ニ關スル  
法律案(政府提出)

第二 貿易組合法案(政府提出)

第三 工業組合法中改正法律案(政府提出)

第四 百貨店法案(政府提出)

第五 酒造組合法中改正法律案(政府提出)

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

(近藤書記官朗讀)

昨三十日酒造組合法中改正法律案特別委員  
會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ  
如シ

委員長 子爵高橋 是賢君  
副委員長 男爵沖 貞男君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律案可  
決報告書

貿易組合法案可決報告書  
工業組合法中改正法律案可決報告書  
百貨店法案可決報告書

官報號外 昭和十二年八月一日 貴族院議事速記第六號

酒造組合法中改正法律案可決報告書  
同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案  
ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

軍機保護法改正法律案

兵役法中改正法律案

裁判所構成法中改正法律案

大正十年法律第百二號中改正法律案

刑事訴訟法中改正法律案

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會  
議ヲ開キマス、伯爵副島道正君海外旅行ニ  
付會期中、請假ノ申出ガゴザイマシタ、之  
ヲ許可スルコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 陸軍大臣及海軍  
大臣ヨリ、北支事件ニ關スル發言ヲ求メラ  
レマシタ、之ヲ許可致シマス、杉山陸軍大  
臣

(國務大臣杉山元君演壇ニ登ル)

○國務大臣(杉山元君) 本月二十八日以後  
ノ平津平地ニ於キマスル戰鬪經過ノ概要ヲ  
說明致シマス、隱忍ニ隱忍ヲ重ネマシタ我  
ガ駐屯軍モ、二十五日夜ニ於キマスル郎坊  
事件、次デ二十六日ニ於キマスル北平廣安  
門事件等續發スルニ及ビマシテ、遂ニ支那  
側ニ於ケル協定實行ノ誠意ナキモノト認メ  
マシテ、駐屯軍ハ其ノ任務遂行竝ニ自衛  
上、斷乎トシテ第二十九軍ヲ膺懲スルコト  
ニ決シマシタコトハ既ニ申上ゲタ通りデア

リマス、我が駐屯軍ノ此ノ決意ハ眞ニ已ム  
ヲ得ザルニ出タモノデアリマシテ、我が軍  
ノ目標トシマスル所ハ、抗日挑戰ヲ敢テ致  
シマシタ支那軍デアリマシテ、決シテ善良  
ナル支那ノ民衆ヲ敵トスルモノデハアリマ  
セヌ、從テ北平城内ニ於キマシテモ、支那側  
ガ挑戰ノ行動ニ出ザル限リハ、武力ヲ使  
用致シマセヌノハ申ス迄モナク、列國ノ權  
益ヲ保護シテ居ルノデアリマシテ、我が軍  
ハ先ツ北平ノ周圍ニアリマスル支那軍ニ、  
斷乎タル膺懲ノ鐵槌ヲ加ヘルコトニナツタ  
ノデアリマス、即チ二十八日ニハ北平郊外ノ  
西苑、北苑及南苑附近ニ駐屯ヲ致シテ居リ  
マスル支那軍ヲ擊攘シマスルヤウニ行動ヲ始  
メタノデアリマス、此ノ日早朝、暴風雷雨  
ガ起ツタノデアリマスルガ、我が飛行隊ハ此  
ノ惡天候ヲ冒シマシテ出動シマシテ、西苑  
ノ兵營ヲ爆撃ヲシテ多大ノ損害ヲ與ヘマシ  
タ、酒井兵團ハ西苑ノ北方四里ニアリマス  
ル沙河鎮ノ敵ヲ攻撃致シマシテ、午前十時  
半ニテ之ヲ占領致シマシタ、又鈴木兵團ハ西  
苑ノ東北方約一里半ノ清河鎮ヲ攻撃シマシ  
テ、午後三時ニテ之ヲ奪取致シマシタ、南苑  
ニ於キマシテハ、川岸兵團、河邊兵團、萱  
島部隊相協力致シマシテ、三方面ヨリ猛烈  
ニ南苑ヲ攻撃致シマシタ、支那軍ハ早クモ  
午前八時三十分頃ヨリ逐次退却ヲ始メマシ  
タノデ、一部ヲ以テ之ヲ追撃シ、北平南側  
ノ馬村附近ニ殲滅的打撃ヲ與ヘマスルト共  
ニ、尙モ抵抗ヲ持續致シテ居リマスル殘敵  
ヲ掃蕩致シマシテ、午後六時ニハ完全ニ南  
苑ヲ占領致シマシタ、此ノ日八寶山、蘆溝  
橋方面ノ敵ハ不遜ニモ、豐臺附近ニ留テ守  
備ニ任ジテ居リマシタ河邊兵團ノ一部ヲ攻  
撃シテ來マシタノデ、河邊兵團ノ主力ハ馬  
村附近ノ戰勝後ニ直チニ轉進致シマシテ豐  
臺ニ還リ、此ノ敵ヲ攻撃致シタ次第デアリ  
マス、天津方面ニ於キマシテハ、我が軍ハ  
北平ト同様ニ戰禍ノ巷トスルノヲ避ケテ居

タノデアリマスルガ、支那軍ハ我が兵力勦  
シト侮ツタノデアリマスルカ、第三十八師團  
ノ一部ガ保安隊ト共ニ二十八日夜半ヨリ我  
ガ軍司令部、飛行場等五箇所ヲ攻撃シテ參リ  
マシテ、猛烈ナル市街戰ヲ演ズルニ至ツタノデ  
アリマス、併シナガラ翌朝迄ニハ敵ニ多大ノ損  
害ヲ與ヘマシテ、一先ツ擊退スルコトガ出  
來タノデアリマス、次イデ翌二十九日ニハ  
北平西方地區ニ於キマシテハ、我が軍ハ再  
ビ酷熱ヲ冒シマシテ、西苑附近ニ於キマス  
ル敵ノ抵抗ヲ逐次排除シ、前進致シマシ  
テ、河邊兵團ハ午後六時ニ蘆溝橋ヲ完全ニ  
占領致シマシタ、酒井兵團モ亦午後七時ニ  
蘆溝橋ノ西北約一里、永定河ノ東岸ニアリ  
マスル所ノ衙門口ヲ占領致シマシテ、該方  
面ノ永定河左岸ヲ完全ニ占領スルコトガ出  
來タノデアリマス、北平ノ城内ニ於キマシ  
テハ、最初ノ方針ノ如ク、我ヨリ進ンデ武  
力ヲ使用スルコトナク、専心居留民ノ保護  
ニ任ジテ居ツタノデアリマスルガ、支那側モ  
敢テ事ヲ起シマセズニ、城内ニアリマシタ  
第三十七師ノ部隊ハ二十九日夜密ニ保定  
方向ニ退却シタモノノヤウデアリマシテ、  
城内ニハ第三百三十二師ノ一箇團ヲ殘スノ  
ミトナリマシタ、此ノ夜宗哲元モ亦秦德純、  
憑治安等ヲ帶同シテ保定ニ逃走シタト傳ヘ  
ラレテ居リマス、天津方面ニ於キマシテハ、  
支那軍ハ依然トシテ執拗ナル攻撃ヲ續ケマ  
シタノデ、駐屯軍ハ自衛上已ムヲ得ズ支那  
軍ノ占據シテ居リマスル主要ナル地點ヲ爆  
撃スルコトニ決心致シマシタ、駐屯軍司令  
部ハ天津市内ノ治安ヲ維持シ、居留民ヲ保  
護スル目的ヲ以テマシテ爆撃ヲスルノデア  
ルガ、列國ノ權益尊重、居留民ノ保護ニ關  
シテハ最善ヲ期スル旨ヲ聲明致シマシタ後  
ニ、二十九日午後ニ至リマシテ、保安總隊  
本部、警備司令部等ヲ爆撃ヲシテ多大ノ效  
果ヲ收メタノデアリマス、此ノ夜少數ノ敵  
ハ東站停車場等ヲ夜襲ヲシテ來タノデアリ

平津平地ノ戰鬪經過ニ關スル陸軍大臣ノ報告 議員ノ請假 五七

明治三十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

マスルガ、何レモ直チニ之ヲ擊退致シタノ  
 デアリマス、昨三十日ニ於キマシテハ、主  
 ナル兵團ガ蘆溝橋對岸ニアリマスル長辛店  
 附近ノ高地ヲ占領スベク、午後一時ニ攻撃前  
 進ヲ開始致シマシテ、午後三時ニハ早くモ完  
 全ニ目的ヲ達成致シマシテ、敵ヲ遠ク南方  
 ニ擊攘スルコトガ出來タノデアリマス、又  
 鈴木兵團ノ一部ハ北苑ノ殘敵ノ武装解除ヲ  
 致シタノデアリマス、天津ニ於キマシテハ  
 「フランス」租界ガ通行ガ出來マセヌノデ、支  
 那街ノ一部ヲ掃蕩致シマシテ、日本租界ヨ  
 リ金湯橋ヲ經テ東站停車場ニ至ル沿線ノ地  
 區ヲ占領シテ、日本租界ト停車場ト交通  
 連絡ヲ確保スルコトガ出來タノデアリマス、  
 第二十九軍ハ天津郊外ニ撤退ヲ致シマシテ、  
 既ニ積極ノ行動ニ出ヅル意圖ハ薄クナッタヤ  
 ウニ考ヘラレマス、尙塘沽ノ對岸大沽ニ居リ  
 マスル支那軍モ二十八日以來遂ニ我ヲ射擊  
 スル等ノ挑戰ノ行動ニ出デマシタノデ、我  
 ガ駐屯軍ハ二十九日ニ海軍ノ協力ヲ得マシ  
 テ、猛烈ナル攻撃及爆撃ニ依リマシテ、多  
 大ノ損害ヲ與ヘテ敵ヲ沈黙セシメ、翌三十  
 日午前十時過ギニハ、完全ニ之ヲ占領致シ  
 マシテ、支那軍艦一隻ヲ鹵獲致シマシタ、  
 通州ニ於キマシテハ、二十八日ニ冀東保安  
 隊ガ叛亂ヲ起シマシタノハ事實ノヤウデア  
 リマシテ、僅少ナル我ガ守備部隊ハ約三千  
 ノ敵ニ包圍ヲサレマシテ苦戰ヲ續ケマシタ  
 ガ、飛行隊ノ爆撃ニ依ッテ漸ク圍ミヲ解カセ  
 ルコトガ出來タノデアリマス、併シナガラ  
 我ガ居留民ノ状態等ハ遺憾ナガラ未ダ其ノ  
 真相ガ判明致シテ居リマセヌ、斯クノ如ク  
 致シマシテ、平津地方ニ於キマシテハ、大  
 ナル支那軍隊ハ潰滅ヲ致シマシタガ、尙殘  
 敵ガ各所ニ蠢動致シテ居リマシテ、未ダ治  
 安ノ回復ニハ相當ノ時日ト兵力トヲ要ス  
 ルト考ヘル次第デアリマス、次ニ中央軍  
 ノ北上ノ情況ニ付テ申述ベマス、中央軍  
 ハ七月十日前後カラ平漢鐵道ニ沿ヒマ

シテ逐次北上ヲ開始致シテ居リマシテ、  
 二十二三日頃ニハ河北省ニ進入ヲ致  
 シテ居リマス、兵力約七萬ヲ算スルニ至  
 テ居リマス、是等ノ中央軍ハ保定カラ以南  
 河南省トノ省境附近ニ互ツテ集中シマシテ、  
 其ノ前方良鄉、此ノ良鄉ト申シマスルノハ  
 蘆溝橋ノ南方約四里ニ當ル所デアリマス、  
 此ノ良鄉附近ニ互ル間ニ居リマシタル所ノ  
 河北省在來ノ東北軍系デアリマス萬福麟ヤ  
 馮占海ノ軍ガ約三萬ト共ニ、昨今逐次前方  
 ニ詰メ掛ケテ來テ居ル状態デアリマス、其  
 ノ後方鄭州附近ニモ各方面ヨリ兵力ヲ集メ  
 マシテ、現在デハ約十二、三萬ニ達シテ居  
 リマス、又津浦鐵道方面ニハ徐州及海州ニ  
 約四五萬ノモノガ居リマスル外ニ、最近ハ  
 濟南方面ニモ若干ノ中央軍ガ進出ヲシテ來  
 テ居ル模様デアリマシテ、中央軍中ノ最モ  
 精銳部隊ト稱セラレテ居リマス南京ノ軍  
 官學校ノ教導總隊モ、既ニ出動ヲシテ居ル  
 次第デアリマス、他方支那ノ空軍ハ未ダ一  
 機モ平津地方ニ現ハレテ居リマセヌ、併シ  
 ナガラ大體ニ隴海鐵道、此ノ沿線及ビ其ノ  
 以南ニ於キマシテ、戰鬪準備ヲ著々實施ヲ  
 致シテ居リマス、以上ガ昨日迄ノ一般情況  
 デアリマス、今後戰局ノ推移ハ豫斷ヲ許シ  
 マセヌガ、事態ガ擴大スルカ否カハ一ニ支  
 那側ノ態度如何ニ依ルモノデアリマシテ、  
 現狀ニ於キマシテハ一層事態ガ重大化スル  
 カモ知レナイノデ、陸軍當局ト致シマシテ  
 ハ之ニ對スル用意準備ニ萬遺憾ナキヲ期シ  
 テ居リマス、又駐屯軍ニ於キマシテモ任務  
 遂行竝ニ自衛上飽ク迄モ公明正大ニ、千萬  
 人ト雖モ吾往カムノ意氣ヲ以テ、我ガ威武  
 ヲ發揮シテ、益々奉公ノ誠ヲ竭サムコトヲ  
 期シテ居リマス、之ヲ以テ終リマス

付テ申上ゲマス、海軍ニ於キマシテハ主ト  
 シテ第三艦隊及旅順要港部ノ兵力ヲ以テ、  
 支那沿岸及揚子江方面ノ警備ニ當ラシメ、  
 一部ヲ以テ陸軍ニ協力セシメラル、ト共ニ、  
 萬一ニ應ズル爲所要ノ兵力ニハ移動待機ヲ  
 命ゼラレテ居リマスガ、塘沽ニ於テハ平津  
 方面ノ情況進展ニ伴ヒ、所在ノ支那兵ニ不  
 穩ノ情勢ガアリマシタノデ、同地ノ警備ニ  
 任ジテ居リマシタノ我ガ驅逐隊ハ、一層警戒  
 ヲ嚴ニシテ居リマシタ處、去ル二十九日支  
 那兵ガ我ニ向ヒテ發砲スルニ至リマシタノ  
 デ之ニ應戰シ、所在ノ我ガ陸軍部隊ト協力、  
 同方面ノ支那兵ヲ掃蕩シテ、三十日午後ニ  
 至リ白河下流ノ水路ヲ確保致シマシタ、山  
 東及中南支方面ニ於テハ、漸次排日ノ氣勢  
 ガ昂マツテ居リマスガ、警備艦ハ所在ノ帝國  
 官憲ト協力シテ、極力事件ノ波及發生ヲ防  
 止スルニ努メテ居リマス、第三艦隊司令長  
 官ハ右ノ目的ノ爲、去ル二十九日、支那側  
 當局者ノ自重、警戒ヲ要望スルト共ニ、一  
 般ニ對シテモ、此ノ際不祥事件ヲ起スコト  
 ナキヤウ戒ムル所ガアツタ次第デアリマス、  
 スクシテ今日迄ノ所、茲ニ特ニ申上グル程  
 ノ事件ハ起ツテ居リマセヌ、海軍ト致シマシ  
 テハ今後一層警戒ヲ嚴ニシツ、事件ノ擴  
 大波及ヲ抑止スルト共ニ、萬全ノ準備ヲ整  
 ヘテ萬一ニ備ヘ、以テ其ノ任務達成ニ遺憾  
 ナカラムコトヲ期シテ居リマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ日程ニ移  
 リマス、日程第一、貿易及關係産業ノ調整  
 ニ關スル法律案、日程第二、貿易組合法案、  
 日程第三、工業組合法中改正法律案、政府  
 提出、第一讀會續、委員長報告、是等ノ三案  
 ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ガゴザ  
 イマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナシト認  
 メマス、委員長山田伯爵

(左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參  
 照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做  
 フ)

貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律案  
 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
 報告候也

昭和十二年七月三十日  
 委員長 伯爵山田 英夫

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

貿易組合法案  
 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
 報告候也

昭和十二年七月三十日  
 委員長 伯爵山田 英夫

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

工業組合法中改正法律案  
 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
 報告候也

昭和十二年七月三十日  
 委員長 伯爵山田 英夫

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

○伯爵山田英夫君 貿易及關係産業ノ調整  
 ニ關スル法律案、貿易組合法案及工業組  
 法中改正法律案ノ三案ノ特別委員會ノ審査  
 經過竝ニ其ノ結果ヲ御報告申上ゲマス、此  
 ノ三法律案ニ付キマシテハ、去ル七月二十  
 九日及三十日ノ兩日ニ互リマシテ、特別委員  
 會ヲ開キ審議ヲ致シタノデアリマス、本案  
 ノ提案要旨ニ付キマシテハ、過日本議場ニ  
 於キマシテ商工大臣ヨリ御説明ガアリマシ  
 タノデ、之ヲ省略致シマシテ、委員會ニ於  
 ケル質疑應答ノ要旨ヲ簡單ニ申上ゲマス、  
 最初ニ商工大臣ヨリ本案提案ノ理由ノ説明  
 ヲ聽取致シマシタ後、各委員ヨリ貿易統  
 制ノ範圍及限度、貿易審議會ノ組織、貿易  
 及關係産業ノ調整ニ關スル法律案ヲ外地ニ  
 適用スルコト等ニ關シ、詳細ナル質疑ガゴ

ザイマシタ、之ニ對シマシテ商工大臣、拓務大臣其ノ他政府委員ヨリノソレノ答辯ガアリマシテ、慎重審査ヲ致シマシタノデアリマス、要スルニ貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律案ハ、現下内外ノ情況ニ鑑ミ、必要ニ應ジ政府ニ於テ輸出又ハ輸入ノ制限、又ハ禁止ヲナシ、且關係業者ヲシテ輸出品若シクハ輸入品ニ關スル統制ヲナシメ得ルコトトシテ、此ノ貿易ノ伸張、國際收支ノ適合ヲ圖ラムトスルモノデアリマシテ、次ノ貿易組合法案ハ、輸出組合法案ニ依ル輸出ノ統制ヲ強化スルト共ニ、輸入ノ統制ヲモ行ハムトスルモノデアリ、更ニ工業組合法中改正法律案ハ、工業組合ノ統制ヲ徹底セシムトスルモノデアリマス、以上ノ如キ質疑應答ガアリマシタ後討論ニ入り、貿易及關係産業統制ニ關スル法律案ニ付一委員ヨリ、本法ノ運用ニ當リテハ、實際親善ヲ害シ、貿易ノ進展ヲ阻止スルガ如キコトナキヨウ希望スル旨ノ意見ノ陳述ガアツクデアリマス、次デ三案ニ付テ、ソレソレ採決致シマシタ結果、滿場一致ヲ以テ可決シタ次第デゴザイマス、何卒委員會ノ決議通り、可決ノ方ニ御賛成下サルコトヲ希望致シマス、尙質疑應答ノ詳細ナルコトハ、何卒速記録ニ依リ御覽ヲ願ヒタウゴザイマス、之ヲ以テ報告ヲ終リマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モゴザイマセヌケレバ、三案ノ採決ヲ致シマス、三案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、三案全部委員長ノ報告通りデ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○伯爵西大路吉光君 直チニ各案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵秋田重季君 贊成  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 三案ノ第三讀會ヲ開キマス三案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第四、百貨店法案 政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告 委員長樺山伯爵  
百貨店法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十二年七月三十日  
委員長 伯爵樺山 愛輔  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
〔伯爵樺山愛輔君演壇ニ登ル〕  
伯爵樺山愛輔君 御報告申上ゲマス、百

貨店法案特別委員會ノ審議ニ付キマシテ、二十九日、三十日、二回開會致シマシタ、先ヅ初メニ政府ヨリ本法律案ノ内容ニ付テ大略次ノ如ク説明ガアツクデアリマス、即チ現下我が國ノ中小商業ノ疲弊困憊ノ有力ナル原因ノ一トシテ、大規模經營ニ依ル百貨店進出ヲ擧ゲ得ルノデアツテ、之ニ對シ或程度ノ統制ヲ加ヘ、次デ小賣業界全般ノ圓滿ナル發達ヲ圖ルノ必要ガアリマスノデ、先ヅ第一ニ百貨店ノ開設ヲ許可制度トシ、第二ニ百貨店ノ支店其ノ他ノ店舗、又ハ配給所ノ設置、賣場面積ノ擴張並ニ店舗外ノ小賣ニ付、是亦許可ヲ受ケシムルコトトシ、第三ニ百貨店ノ閉店時刻及休業日ニ關スル規定ヲ設ケ、第四ニ百貨店ニ對スル統制事業ヲ行フ爲、百貨店組合ヲ設ケ、企業者ヲシテ組合ニ加入セシムルコトトシ、此ノ組合ヲシテ先ヅ自治的ニ統制ヲ行ハシメ、之ニ對シ政府ハ十分監督ヲ行ヒ、必要アル場合ハ適當ナル施設ヲ命ジ、更ニ組合員ニ對シ、組合員ノ組合ノ統制ニ從フベキコトヲモ命ジ得ルコトトシ、以テ統制ノ徹底ヲ期ス、第五ニ百貨店委員會ヲ設ケ、法律施行ニ對スル重要事項ニ付諮問シ、以テ百貨店ニ對スル統制ヲ妥當公平ナラシムルノミナラズ、消費者ノ利便ヲモ重ンズル等、法律運用ノ適正ヲ期スルコトニナツテ居リマス、次デ委員ヨリ、本法案ハ去ル第七十議會ニ提出セラレタル法案ト内容ハ同一モノナリヤ、又内容同一ナリトセバ、前議會ノ特別委員會ニ於テ爲サレタル各種ノ質疑ニ對スル政府ノ答辯ニ付、何等カ異ル見解ヲ有スル點アリヤトノ質問ニ對シ、政府ハ本法案ハ前議會ニ提出シタルモノト全ク同一ニシテ、且前議會ノ特別委員會ニ於テ爲サレタル答辯ニ付テ、修正ヲナス意圖ナキ旨ノ答辯ガゴザイマシタ、次デ委員ヨリ、本法案ノ施行當時計畫中ノ百貨店ノ取扱如何トノ質疑ニ對シ、計畫中

ノ百貨店ニ對スル許可不許可ニ付、命令ヲ以テ一律ニ規定スルコトハ、立法技術上困難ナルモ、大體ニ於テ工事ノ進捗情況等ヲ考慮シ、一定ノ標準ヲ百貨店委員會ニ諮問ノ上、各般ノ情勢ヲ考慮シ、適當ニ善處スル豫定デアアル、更ニ百貨店委員會ノ構成ニ付テハ、關係官吏、貴族院議員、商工會議所ノ役員、小賣業界問題ニ造詣ノ深イ専門家等ヲ委員ニ任命スル豫定ニシテ、出來得ル限り消費者ノ公正ナル利益ヲ代表セシムルヤウ努力スル意圖デアアル、次ニ右委員會ニ百貨店又ハ一般小賣商側ヨリ委員ヲ加フル意圖ナキヤトノ質疑ニ對シ、同業者ヲ委員ニ加フルコトハ本法施行ノ適正公平ヲ期スル上ヨリ見テ考慮ヲ要スルモ、問題ニ依リテハ利害關係ナキ同業者ヲ臨時委員等ニ委嘱スル必要アル場合モアルベシ、次ニ例ハ「バブル」等ノ建物中ニ催サレル各府縣ノ聯合物産即賣會ノ如キモノハ、本法ノ適用ヲ受クルモノナリヤトノ質疑ニ對シ、現狀ノ儘ニテハ適用ヲ受クルコトナキモノト考フルモ、將來今ヨリ大規模トナリ、且常設明カトナル場合ニ於テハ、或ハ本法ノ適用アル場合ヲモ生ズルコトアルベシ、次デ現在各所ニ於テ廉賣、均一販賣又ハ景品附販賣等ノ名稱ノ下ニ於テ、消費者ノ射倖心ヲ唆ルガ如キ販賣方法ヲ採ルモノ屢アリ、斯カル方法ハ結局ノ所消費者ノ負擔トナルベキモノナルヲ以テ、之ニ對スル政府ノ取締方針如何トノ質疑ニ對シ、百貨店ニ付テハ所謂即賣會ノ名稱ノ下ニ於テ、日本百貨店商業組合ノ統制規定ニ依リ相互ヒニ抑制シツ、アルモノニシテ、一般小賣商ニ付テハ斯カル方法ノ極端ナル場合ハ、所謂不正競争ト看做サルベキ場合ニシテ、諸外國ニ於テハ不正競争防止法ニ依リ取締ヲ爲スモノアリ、我が國ニ於テモ同様ノ立法ノ、將來考究ノ價值アル旨ノ答辯ガアリ

官報號外 昭和十二年八月一日 貴族院議事速記録第六號 貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律案外二件 第二、三讀會 百貨店法案 第一讀會ノ續 五九

マシタ、次デ百貨店ノ營業時間ニ付テ命令ニ定ムル標準如何トノ質疑ニ對シ、百貨店ノ閉店時刻ハ大體季節又ハ地方ノ事情ニ依リ適當ニ伸縮シ得ルヤウ定ムル旨ノ答辯デアリマシタ、次デ之ヲ以テ質疑ヲ打切りタイトノ動議ガアリマシタ、此ノ動議ガ成立シ、直チニ採決ニ入り全會一致原案通り可決致シマシタ、右御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言ガゴザイマセヌケレバ本法案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ガゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第五、酒造組合法中改正法律案、政府提出、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長高橋子爵

酒造組合法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十二年七月三十日  
委員長 子爵高橋 是賢  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿

○子爵高橋是賢君演壇ニ登ル  
タル酒造組合法中改正法律案特別委員會ニ於ケル經過並ニ其ノ結果ニ付テ御報告ヲ申上ゲマス、本案ハ第七十回帝國議會ニ提出サレマシタモノト全然同一デゴザイマシテ、其ノ趣旨ハ酒造組合ニ對シ、組合員ノ營業ニ關スル統制ヲ行ハシメムガ爲メ改正デゴザイマス、委員會ハ昨三十日ニ開キマシテ、委員長、副委員長ノ互選ヲ行ヒ、直チニ審議ニ入り、政府委員ヨリ詳細ニ互リ法案ノ説明ガアリマシタ後、直チニ質疑ヲ行ヒマシタ、質疑ノ主ナルモノヲ擧ゲマス

レバ、酒類ノ課稅負擔ノ不均衡ヲ是正スル必要ハナイカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ酒類間ノ負擔ノ不均衡ハ、臨時租稅増徴法ニ依ツテ或程度ノ是正ガ行ハレテ居リマシタガ、將來ニ於ケル根本的對策ハ、稅制調査會ノ意見ヲモ微シ、慎重考慮ラシタイト云フ御答デアリマシタ、次ニ庫出課稅制度ヲ實施スル意思ガアルカ無イカ、之ニ對シマシテ政府ハ、庫出課稅ハ業者ニ及ス影

響並ニ政府財政ニ及ス所ノ影響等ニ付テ尙慎重調査研究ラシタイノデアルト云フ御答デアリマシタ、其ノ他酒類販賣免許制度ニ關シ、之ヲ實施スル意思アリヤ否ヤ、之ニ對シ政府ハ、稅制改正ノ際篤ト考慮シタイト御答デアリマシタ、其ノ他酒造組合中央會ニ對スル交付金、或ハ酒造組合ノ共同施設ニ對スル補助金ト云フ問題ガ出マシテ質疑應答ガ行ハレマシタ、其ノ外酒造組合員ノ營業ニ關スル統制モ、其ノ程度ヲ越スト云フコトハ却テ弊害ヲ生ズル虞ガアルカラ、此ノ點ニ付テハ十分留意サレタイト云フ希望及意見等ガ開陳サレマシタ、本案ハ既ニ前議會ニ於キマシテ、可決致シテ居ルノデアリマス、十分ニ其ノ當時論議シ盡サレテ居リマスノデ、餘リ多クノ質疑モゴザイマセヌデ、只今申上ゲタヤウナモノガ主ナルモノデアリマス、直チニ採決ニ入りマシタ結果、滿場一致ヲ以テ本案ハ可決致サレタ次第デアリマス、此ノ段簡單デゴザイマスガ御報告申上ゲマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言ガナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス  
○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

貴族院議事速記第五號正誤  
頁 段 行 誤 正  
四七 二 三 年 三 回 年 二 回